

オランダにおける宗教立学校の存在意義に関する一考察

The significance of Islamic and Hindu primary schools
fully subsidized by Dutch government

松浦 真理
MATSUURA Mari

1. はじめに

オランダは歴史的に外国人人口の多い国であったが、特に第二次世界大戦以降多くの定住移民を受け入れてきた。1960年代頃までの旧植民地からの移民とそれ以降の経済移民である。彼らに対する社会政策の中で、教育政策については他の欧米諸国と同様、子どもたちの母語や母文化の維持教育が配慮される一方、学業達成度向上のための優先地域への割当金制度などが実施されてきた⁽¹⁾。これらの政策は、主として言語的文化的にオランダ人のそれと大きな隔たりがあると考えられたトルコやモロッコからの経済移民に多く適用された。これと同時に1985年以降は、オランダに住むすべての子どもたちに対する異文化間教育の実践が推進され⁽²⁾、これによって個々人の意識改革を促し、オランダ人・移民双方の相互理解に基づく多文化社会の育成が目指されることになった。これら一連の政策の主旨は、移民たちが機会均等を保障されるに従って個別に社会に統合されていくことを目指し、それを個々のオランダ人の意識変化が支えていくというもので、いわゆる文化的多元主義⁽³⁾に基づくと考えてよい。

ところで、このような政策が次々に出されていた時期に、むしろその目指すところに逆行するのではないかと考えられる動きが一部の移民集団をめぐって起こった。それは、イスラム教とヒンズー教それぞれの宗教的基盤に立つ新しい宗教立初等学校が全額国庫補助を受けて設立されたことである。それぞれ、初めての学校が1988年に設立されて以来今日まで、学校数、生徒数を増やし続けている。

オランダ社会は伝統的に政党、マスメディア、病院、などが宗派ごとに分かれる、いわゆる宗派別のブロック社会⁽⁴⁾を形成してきた。そこでは、各人の宗教的思想的自由が保障されるとともに、ブロック相互への寛容性も尊重されてきた。教育においても各学校段階でカトリック、プロテスタント、(宗教的思想的に)中立の学校が分けられてきたのである。現在では、世俗化が進み、ブロックが消滅してきたが、教育制度には依然この伝統が残されており、逆に、人間形成の基盤であるからこそ、人々はそれぞれの宗教的思想的信条に基づく学校を子どもた

ちのために選んでいる。そして、これを支えてきた法的基盤であるオランダ国憲法と基礎教育法が適用されて、新たな宗教立初等学校が設立されるに至ったのである。

個々人の信条は異なっても言語面や生活習慣の面で比較的同質だったこれまでの社会とは異なり、宗教の他にもオランダ人とは様々な面で異なる属性をもつエスニック集団である彼らの学校をこの国の公教育の一部に組み込むことが、社会統合にとってどのような意味を持つのか、オランダでは国会、裁判、マスメディアなどで議論が続けられている。その議論は大きく二つに分けられる。まず、肯定論は、このような学校が、オランダ社会にイスラム教、ヒンズー教の新しいブロックを形成する基盤となり、これらの宗教に属する移民たちの社会解放に役立つという考え方である。これに対立する懐疑論としては、独自の宗教立学校は、あらゆる点で元来のオランダ人とは異なる彼らを囲い込み、社会を分断化させてしまうのではないかと、オランダ人の中の世俗化が進んでいるだけに、そのギャップが激しく、彼らを孤立させるという考え方である。

この論文では、オランダに定住する移民の中で宗教別に見た場合にその大多数を占めるイスラム教教徒（以下ムスリムと記述）とヒンズー教教徒（以下ヒンズーと記述）について、その社会での位置づけを概観（第2章）し、彼らの学校設立の経緯（第3章）や学校の実態（第4章）を上述の二つの論点を参考に整理して、彼らの社会統合にとってこのような学校がどのような意味を持つのか考察する。

2. オランダの宗教的特徴とムスリムとヒンズーの位置付け

この章でははじめにオランダ社会の宗教的特徴を概観し、次に、その中でムスリムとヒンズーがどのような位置を占めるかについて述べる。

(1) オランダにおける宗教団体の特徴⁽⁵⁾

オランダの立法は宗教的多元性に基づくことが特徴である。この国には国教にあたるものがないので全ての宗教団体は平等に扱われる原則となっている。この平等の原則は憲法第1条に明記され、例えばキリスト教の一宗派の教義に基づき運営される施設であっても他の宗教・宗派団体に所属する者に対して拒否できないという規定がある。これは、病院でも、軍隊でも教育や新聞、放送など全ての機関についても同様に適用される。つまり、あらゆる機関についてその運営方針は一宗派の教義に基づくものであっても、スタッフ・利用者に関わらず宗教的な差別をしてはならない、ということである。

宗教団体は、その成員から独自に収入を得なければならず、国家はこれに関与しないこととなっている。ただし、これらの団体が、公共の利益に関わる事業（学校や放送など）を始めるにあ

たっては、国家がその費用を引き受けることになっている。また、直接的には宗教活動とは認められないが、用途が明確になっている場合（例えば、トルコ人やその他の移民の解放のための活動についてなど）にはそれについての助成金が直接モスクに与えられる制度になっている。

（２）オランダにおけるムスリムとヒンズー

ムスリムとヒンズーとは、オランダでのマイノリティ人口の多数を占める。彼らはオランダの移民問題を取り上げる時には必ず登場し、ムスリム、ヒンズーはそれぞれ一つのカテゴリーとしてあたかも同質集団のように捉えられがちである。しかし、その特質は、出身国、移民歴、階級、所属宗派による宗教的政治的な指向の違いなどによって多様であり、さらに、受け入れ国側の対応に伴って彼らの態度も変化している。また、イデオロギー的な意味合いが付加されて用いられることも多い。宗教集団と見なされるときも、特定のエスニック集団と同一視されるときも、単なる移民集団として捉えられるときもある。

個別に見れば多様で、オランダ人との関わり方も固定化していない彼らであるが、以下では設立学校との関わりから所属宗派による分類をして、彼らの一面を見ていくことにする。

オランダのムスリム⁽⁶⁾

オランダにおけるムスリム人口はクリスチャンに次いで多く、全人口の約4%（1994年）となっている。トルコ、モロッコからの移民を中心に集団を形成し、アムステルダム、ユトレヒト、ハーグ、ロッテルダムの4大都市だけでなく、少し郊外の人口密集地域や非熟練労働者需要の高い地域にまで分散して居住している。彼らはそれぞれの国毎に独自のイスラム教組織を持つがここでは最大集団であるトルコ移民の組織について見てみる。

トルコからのムスリム集団は大きく4つの全国組織を有するが、彼らの大部分はトルコ本国でイスラム教宗教活動を統制する機関ディアネットと強い結びつきを持つ I S N (De Islamitische Stichting Nederland) に所属している。ディアネットはトルコの政教分離を認め、私的空間での宗教活動を推進していく組織であるため、発足当時から I S N の指導者も世俗的でリベラルなムスリムたちであったことが特徴的である。I S N に所属する移民たちの多くは移民後早い段階からオランダに定住を希望していたものの、本国とのつながりを強化してオランダ社会の中にトルコ文化を最大限取り込もうとしていた。

ところが、第2、第3世代になると本国への指向は薄れ、世俗的でリベラルな部分だけが加速し、祈りや社交の場だけでなく、受け入れ社会の中に入り込んで成功することが目的となっていく。モスクによっては女性のための自転車の乗り方講習とかサッカークラブがあったり（自転車もサッカーもオランダ社会とは切り離せないものである）、コンピューターやオランダ語の講習もなされるという具合に社会に少しでも入っていくための工夫がなされている。彼らにとってイスラム教は西欧社会に入り込んでいく妨げになっては決してならないものとして再解

釈も進んでいる。その他にも Milli Gorus など原理主義的な組織もあるが、彼らも原理主義者の解釈と現代の世俗的な社会での生活要求との共生を求め、I S Nとは違う方法で平等な社会参加への道を模索している。

このようにオランダのトルコ系ムスリムの大部分は、カトリックやプロテスタントやユダヤ教のように「オランダ系イスラム教」がオランダ社会に統合されることが最終目標だと考えている。

オランダのヒンズー⁽⁷⁾

オランダのヒンズー人口は全人口の約 0.5% (1993年) に過ぎないが、ムスリムに次いで大きな移民の宗教集団であり、彼らの大多数はスリナム出身であることからオランダとの関わりは古い。彼らの大多数はムスリム同様4大都市に集中して居住している。彼らのヒンズー教は、インドからスリナム、スリナムからオランダという二度の移住を経て元来のものとは異なっているとされる。オランダのヒンズーは大きく二つに分けられる。一つは、サナタン・ダールムという宗派を信奉するサナタンで、全人口の 80% がこれにあたる。彼らは、家庭や寺院での祈りを励行し、カーストの最上位は僧侶であるという、伝統的な教えを受け継ぐものである。もう一つは、アルヤ・サマジュを信奉しているサマジであり、残り20% がこれに属する。彼らはサナタンとは正反対に儀式はできるだけ簡略化し、性別・カーストにかかわらず僧侶になることができるなど、アルヤ・サマジュはかなり革新的な宗派である。

ヒンズー教独自の学校をはじめ主張したのはサナタンたちであり、初めての学校は彼らによってのみ運営されているが、それ以降できた2学校についてはサマジやオランダ人との協同運営となっており、彼らも自らの宗派だけの排他的なコミュニティを形成しようとしているのではないことがわかる。

以上のように見てみると、オランダにおけるムスリムもヒンズーも彼らのコミュニティの内部だけに留まるのではなく、積極的にオランダ社会に関わっていこうとしている姿勢がみられ、その際にできるだけ自分たちの宗教的伝統を保っていきたいという意欲が見られる。特にヒンズーの大部分は旧植民地だったスリナム出身なので、言語的、文化的な政策の対象外とされてきたが、宗教を全面に打ち出すことによって自分たちのアイデンティティを確立しようとしているように思われる。

なおムスリムとヒンズーは移民集団の大多数を占めるだけでなく、オランダにおけるキリスト教以外の宗教人口(全人口の6%程度)の大部分も占めている。

3. イスラム教基礎学校，ヒンズー教基礎学校設立の背景

この章では、前述した二つの宗教集団がどのような経緯を経てそれぞれの初等学校を設立するに至ったかを見ていく。その前に、オランダの初等学校で宗教がどのように取り扱われているのかについて概観しておく。

なお、オランダでは初等学校は1985年以降、一般の幼稚園と小学校の両段階を統合したものとなっており、基礎学校（basisschool）と呼ばれているので、以下では基礎学校を用いることにする。

(1) 基礎学校における宗教の取り扱い⁽⁸⁾

先にオランダの学校は宗教別にそれぞれの団体が運営していると述べたが、教育方針や学校行事については宗派独自に行い、宗教教育はカリキュラムに定められた時間内で行うこととなっている。地方自治体が直接運営する宗教的に中立な学校については、1920年の初等教育法（Lager-Onderwijs Wet）の導入から現代に至るまで、「宗教教育および生活信条教育については中立学校で定期的に時間割に組み込まれるべきこと」が規定されている。現行の基礎教育法（Wet op Basis Onderwijs, 1985年に改正）では、全ての生徒が一般宗教教育（Kennis van Geestelijke Stromingen 精神世界についての知識）を受けべきこと、それに加えて週に最大3時間の独自の宗教教育をカリキュラムの一部として子どもに受けさせる権利を親が有すること、が規定されている。具体的には、中立学校であっても親の希望がある場合には、地方教育当局は宗教教育が実施されるよう学校に働きかけなければならない（第30条）、その場合、当該宗教教育について教育内容や方法、教師の採用について責任を持つのは宗教団体の側で、学校は施設などを提供しなければならないが、学校及び地方教育当局は一切責任を負わない（第31条）、ということである。この際、宗教教育にかかる費用（教材費や教師の給与など）については規定がなく、地方教育当局が補助金を出すことも可能だが、支払いの義務はない。

一方、親の宗教的・思想的信条に基づく学校設立の自由を認める規定は憲法第23条で保障されている。全ての学校は、設立地域の人口に応じた規定数以上の生徒数、有資格教員の確保、学校存続可能性の指標、教育科学省が規定したカリキュラムに則ることの条件を満たせば、全額国庫補助で学校が設立できる。ある地域に既に同じような教育方針の、同じ宗旨の学校が存在する場合には、困難な場合が多いが、一般には新しい学校設立のためのこれらの全ての条件を満たしていれば理論上これを拒否することはできない。イスラム教基礎学校やヒンズー教基礎学校の設立をめぐることは実はこの法律の存在が際だった。

(2) 初めてのイスラム教基礎学校設立の経緯

オランダの宗派別学校の一つにイスラム教学校を加えることは、既に1970年代からI S Nから要求が出され論議されていた。もともと大部分のムスリムはその子どもを中立学校に通わせており、I S Nは下部組織としてI S O N (Islamitische Stichting Nederland Opvoeding & Onderwijs) をつくって中立学校でのイスラム教教育の実施を要求してきた。しかし、彼らにとって上述した中立学校での宗教教育規定はほとんど意味がなかった。その理由としては、先ず宗教教育にかかる費用について規定がないことで、ほとんどの地方自治体で補助金が交付されず、財政的に無理があったこと、さらに、イスラム教担当の教師のほとんどはオランダ語ができず、教材もほとんどアラビア語であるにもかかわらず、授業言語がオランダ語でないといけないう暗黙の了解があったからである。ここで暗黙の了解というのは、規定には授業言語について何ら触れられていないからである。そこで、新たに独自の宗教立学校を設立するという手段が模索された。実際、法的には何ら問題はなく、エスニックマイノリティの宗教として法が適応される権利があると政府も説明していたからである。こうして1988年に初めて2校のイスラム教基礎学校が、トルコ人の第二世代の親とモロッコ人の第二世代の親の要望によって設立された。

(3) 初めてのヒンズー教基礎学校設立の経緯

ヒンズー教基礎学校が設立された背景には、オランダのヒンズーたちが宗教教育はもとより彼ら母語母文化教育(O E T C)も受けられないという状況があった。先に述べたように彼らのほとんどはスリナムからの移民であり、もともとオランダの植民地であったスリナムでの公用語はオランダ語であったために、移民のための諸政策の対象外とされたためである。そこでムスリムの場合と同様に、法的根拠によって1988年に初めてハーグに設立されたのがサナタンの親たちの要望によるヒンズー基礎学校であった。

以上のように見てみると、ムスリムやヒンズーの基礎学校設立の背景には、たとえ移民の子どもたちに対する教育政策が打ち出されていたとしても、それが十分に彼らの宗教や文化に配慮したもとはなっておらず、学校設立という手段をとらなければ彼らのアイデンティティが確立できないという切実な現状があったことがうかがえる。

4. イスラム教基礎学校とヒンズー教基礎学校の特色と実態

これらの学校は、一般のオランダの基礎学校と同じカリキュラムに則って運営され、宗教的特色については、前章で述べたとおり独自の教育方針や行事、規定時間内の宗教教育が行われることになっている。しかし、これらの学校の児童は全て、親の少なくとも一方が移民出身であること、また宗教的に同質であっても、かれらの出身地域や移住年数などが多様であること、

などの理由で、既存の宗教立学校とは全く異なる学校環境を生み出している。以下では、これらの学校が移民の子どもたちにとって、また、オランダ社会にとってどのように機能しているか、それぞれの学校について概観し、考察する。

(1) イスラム教基礎学校の特色と実態⁽⁹⁾

イスラム教基礎学校は1988年以来各地に設立され、1994年時点で29校とその数を確実に増加させている。1999年度以降はロッテルダムに中等学校も設立され、社会に定着しつつあることがうかがえる。ここでは、筆者が1998年に実際に学校訪問したライデン市内の基礎学校 Er-Risèlèh を例にその特色を見ていくこととする。

この学校は1991年にオランダのライデン市南西部にモロッコ人の親の要請により設立された。最も多いモロッコ人児童に次いでトルコ、チュニジア、エジプト、ソマリアなど出身の主に2世の児童約150人が全8学年に在籍している。教員はトルコ語を週に2時間担当している教員も含めて16人であり、ムスリムはそのうち6人である。非ムスリムの教員は応募時点でこの学校の宗教的背景や行事、子どもたちの生活習慣や態度について説明され、それを理解し、受け入れたものが採用されている。授業で特徴的なことは祈りの時間とアラビア語の授業である。ムスリムは1日に5回の祈りをしなければならないが、学校時間内では夏は一日1回、冬は2回祈りの時間が設けられている。幼稚園レベルの子どもたちにはその準備のための身体の動作などを教えていた。また、アラビア語の授業はコーランを学ぶために欠かせないものとして宗教教科の中で教えている。これ以外にも、トルコ人児童のためのトルコ語の授業、体育の男女別指導、休憩時間での低学年と高学年の分離など彼らの生活習慣を考慮した指導を行っている。

(2) ヒンズー教基礎学校の特色と実態⁽¹⁰⁾

ヒンズー教基礎学校は、ハーグの学校設立以来ロッテルダムとアムステルダムに設立され、1993年時点で3校存在している。生徒数も当初の4倍に増加した。ハーグの学校はサナタンの親の要望によるもので、その運営も全てサナタンによっているが、残りの2校はサナタンとサマジ、アムステルダムの学校についてはそれ以外にオランダ人とクレオール人スタッフがいる。教師の大部分もサナタンのスリナムヒンズーだが、学年担任と体育教師にはオランダ人教師が雇用されている。在籍生徒の出身国は、バラバラでインド、パキスタン、トルコ、モロッコなどさまざまである。授業で特徴的なことは、宗教教育とヒンディ語の授業である。ただしこの学校ではO E T Cは認められていないので、宗教教育の時間を一部割いてヒンディ語の時間に当てている。ヒンディ語は生徒によっては学校で初めて習うので子どもの習熟度によってクラス分けがなされ、オランダヒンディ語協会独自の試験で評価される。

このような点以外でも朝・夕の礼拝、菜食主義の食生活、ヒンズー教に基づく宗教儀式や祝祭の実施などが特色として挙げられる。

(3) それぞれの学校の児童の学業達成度

ところで、このような独自の宗教立学校を設立したことによる教育効果を卒業生の進路という指標で見ると驚くべきことがわかる。ハーグの学校の例で見ると1992年には卒業生の半数以上が複線型学校系統では最底辺にある初等職業訓練校(LBO/MAVO)に進学していたが、翌年には、全ての生徒が一般中等学校から大学進学過程(MAVO/HAVO/VWO)に進学、その翌年(94年)には卒業予定の半数が大学進学過程に希望している⁽¹¹⁾。また、前述したライデンのイスラム教学校でも、校長の話では少なくとも中立学校に在籍している児童に比べて学業達成度は高いということで、子どもたちの表情も明るく安心感を持っているように感じられた。一つの学校の結果だけで判断するのは難しいが、これは、同じ宗教背景や出身地が異なるとはいえ移民という家庭背景を持つ生徒が集まって、その内情をよく理解している教師が生徒に応じて授業を行うことで、一人一人の生徒が疎外感を抱くことなく、自分を肯定していけるのではないかと、それが学業達成度に結びついているのではないかと考えられる。

これらの学校で以上のような特色が挙げられる一方で、次のような点も指摘できる。

まず、これらの学校はその数を急速に増加させているとはいえ、ムスリムやヒンズー全体の児童数からいえば在籍児童数はわずかに過ぎないという点である。このような学校が近くにある場合は問題ないが、居住地域にない場合、よほど宗教教育に熱心な親でない限り、子どもたちは近くの中立学校に通うことがほとんどである。従って、中立学校に通う児童と独自の宗教立学校に通う児童との間で、彼らが受ける教育の質や学業達成度に大きな差が開いていくことが考えられる。するとこれまでのように一口に「移民の子ども」あるいは「イスラムの子ども」「ヒンズーの子ども」とは括れなくなるだろう。

次に、これらの学校で、ある意味では「保護された」環境で教育された子どもたちが中等学校段階で一般の学校に入学していく場合、困難が生じないだろうかという点である。筆者は中立学校やキリスト教立の学校も訪問したが、イスラム教学校は明らかに異なる雰囲気を持っていた。彼らの学校空間は、オランダ社会とは一線を画すものだと考えられる。人格形成にとって重要な一時期を、家庭でも学校でも独自の宗教的文化的空間で過ごす子どもたちは、オランダの子どもたちと直接接することがほとんどないのである。このような経験は彼らがオランダ社会で将来的に生活していく上で支障をきたすものとはならないだろうか。

しかしながらこれらの学校が、これまで「成績が悪く、自信もなく、そのために学校をドロップアウトし、職が得られないために社会で様々な事件をおこす」とステレオタイプで見られていた移民たちにとって、その子どもへ希望をつなぐ大きな役割を果たしていることはいうまでもない。彼らはまずアイデンティティを確立し、そして学業達成度を上げることがオランダ社会で安定した生活を送れる基盤だと考えているからである。

5. おわりに

この論文では、既存の学校の中に入れていこうとして困難が多かった移民集団が、宗教集団として独自の学校を設立することで逆にオランダ社会にある意味で適応してきているのではないかという点について考察した。このことが、オランダ人とムスリム、あるいはヒンズーとの間の意識の壁をなくしていっているとは言えず、前章の最後で考察したように逆に敷居を高めてしまう可能性もあるのだが、宗教集団として既存の社会に組み込まれる社会統合のあり方の一つといってもいいだろう。もともと、キリスト教だけを前提にして立法された1920年当時の法律が、ムスリムやヒンズーという問題となっている移民集団に恩恵をもたらすとは、オランダ政府も予想外のことただだろうが、様々な論議がなされながらも、法を改正しようという動きはなく、法は遵守され適用されている。ロッテルダムに設立された中等学校以外に、アムステルダムでは、同じ宗教立学校ということで、キリスト教学校との合同学校も模索されている。以上のように見てみると、利用できる法律の存在とその国に居住しているものへの適用を拒まないことがマイノリティにとっていかに大きな力となりうるかということが改めて認識された。一般に、ある社会に属する人は法によって認められた可能性の範囲で要求や願望のパターンを作りだしていくものであるが⁽¹²⁾、それによってどのような形にしるマイノリティの社会統合がなされれば、それが次へのステップとなるのではないだろうか。すなわち、個人の機会均等と意識の改革によるマイノリティへの差別意識や偏見の減少については、これまでの政策を継続していくことはもちろんであるが、それに固執せず、違う角度でこれに到達する道を開けていくことが大切なのではないだろうか。

欧米のいわゆる多文化教育政策や実践は、これらが現実に直面した上での試行の積み上げが豊富であるという点で多くの日本の研究者の興味を引いていると考えられる。その際、日本での国際理解教育とか近年の新移民に対する教育に何らかの示唆が得られるという観点で研究されているものもあるだろう。しかし、日本の教育を考える一助としたい場合、未だに一部で提言・実践されているにすぎない、これらの教育だけを視野に入れるのでよいのだろうか。いじめや不登校の問題、ある種の宗教を信奉する生徒の授業態度についての是非などの現在の教育問題は、実は、自らとは異質なものをどのように受け入れるかという問題にこれまでの教育現場がふれてこなかったことを表している。また、未だになくならない民族差別については、制度的な壁も大きな一端を担っていることが、国体や高校総体の出場や公務員の資格などの例を見てもよくわかる。現在の日本の教育界が抱える様々な問題の全ては基本的に欧米各国

での教育問題と同じであると考えてよいかもしれない。逆に日本の状況は他とは違う特殊なものだと考えることに問題の本質があるのかもしれない。

注

- (1) 母語・母文化教育は正規のカリキュラム内でも週に2.5時間まで認められている。
- (2) 1985年改正の基礎教育法第8条3項に明記されている。
- (3) リベラル多元主義ともいわれ、個人の文化的多元性は認めるが、公的な場でのエスニシティによる差は認めず、個人の機会均等を目指し、差別をなくすことを目標とする。
公的な場でも、エスニシティによる違いを反映させようとする構造的（コーポレート）多元主義とは区別される。
- (4) A. Lijphart によると列柱化社会と呼ばれるもので、19世紀終わり頃からカトリックとオランダ改革派教会（自由主義プロテスタント）、再改革派教会、社会主義の4グループに社会が分断化されていた。ただし、政治のレベルではそれぞれの代表者が調整を行い、必ず二つ以上のグループが連立政権を組むことで社会の統合が図られていた。実生活でこのような分断化が明確だったのは1960年代頃までだといわれる。
- (5) この項については、Dwyer & Meyer, van Iersel, Doomernik らの文献によっている。
- (6) この項については、Bommel, Doomernik の文献によっている。
- (7) この項については、Tewarie, Bloemberg en Nijhuis の文献によっている。
- (8) この項については、Rath en Meyer の文献によっている。
- (9) この項については、1998年8月26日、9月3日の筆者による校長 Jannet Plouger とのインタビューに基づく。
- (10) この項については、Bloemberg en Nijhuis, Tewarie の文献によっている。
- (11) Bloemberg en Nijhuis P44
- (12) Dwyer & Meyer P38

引用・参考文献

- ・ Bloemberg L. en Nijhuis D. 'Hindoebasisscholen in Nederland'
(オランダのヒンズー教基礎学校) Migrantenstudies No.3, 1993, pp35-51
- ・ van Bommel A. 'Moslims in Nederland-Wat verwachten zij van het onderwijs'
(オランダのムスリムー彼らが教育に期待しているもの)
in J.H.Gerritsen en W.E.Westerman "Ontmoetingen in het Onderwijs", Kok, 1990, pp49-58
- ・ Brunt Lodewijk 'Foreigners in the Neighbourhood: Ethnic Groupes and Institutes in Utrecht '

in Boissevain J. & Verrips J. "Dutch Dilemmas" , 1989, Van Gorcum: Assen , pp122-137

- CBS "Statistical Yearbook of the Netherlands 1995" Sdu Publishers, 1995, pp30-35
- Doornik Jeroen ' The Institutionalization of Turkish Islam in Germany and the Netherlands : a comparison ', 1995, Ethnic and Racial Studies 18(1) pp46-63
- Dwyer C. & Meyer A. ' The institutionalization of Islam in the Netherlands and in the U.K.: the case of Islamic schools ', 1995, new community 21(1) pp37-54
- Eldering L. & Kloprogge J. "Different cultures Same school - ethnic minority children in Europe" 1989, Swetz & Zeitlinger; Lisse
- van Iersel J. "De Basisschool" (基礎学校) , 1996, KPC; 's Hertogenbosch
- Rath J. en Meyer A. ' Ruimte voor islamitisch godsdienstonderwijs op openbare basisscholen (中立基礎学校におけるイスラム宗教教育の許容量) ' Migranten studies No.1, 1994, pp33-53
- Twarie Nandoe 'Hindoes in Nederland-Wat verwachten zij van het onderwijs' (オランダのヒンズー - 彼らが教育に期待しているもの)
in J.H.Gerritsen en W.E. Westerman "Ontmoetingen in het Onderwijs",Kok, 1990, pp35-38